

Q893. 出勤停止による無給は労基法91条に反しますか？

出勤停止による無給は、労働者が出勤停止処分によって労務提供しないことの結果（いわゆるノーワークノーペイ）ですので、減給処分による賃金減額とは異なります。

労基法91条は減給処分における減額の上限を定めるものですから、出勤停止による無給には適用されません。解釈例規や裁判例でも同様の見解が述べられています（昭和23年7月3日基収2177号，パワーテクノロジー事件東京地裁平成15年7月25日判決）。

弁護士法人四谷麴町法律事務所
勤務弁護士作成